

第 29 回社会保障審議会福祉部会 令和 7 年 9 月 8 (資料一部抜粋)

地域共生社会の更なる展開について

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開の基本的な方針**
- 2 包括的な支援体制整備に向けた対応**
- 3 過疎地域等における包括的な支援体制整備
のための新たな仕組み**
- 4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化**

参考資料

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開の基本的な方針**
- 2 包括的な支援体制整備に向けた対応**
- 3 過疎地域等における包括的な支援体制整備
のための新たな仕組み**
- 4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化**

参考資料



- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（基本的な考え方）

1. 基本目標

○2040年に向けて、全ての市町村において、支援が必要な方を誰も取り残さない「**包括的な支援体制**」が整備されることを目指す。

2. 「**包括的な支援体制**」の整備に向けた取組方針

○「**包括的な支援体制**」の整備への道筋としては、①生活困窮者自立支援制度※1を軸に関係制度・事業の連携を強化していく”**既存制度活用アプローチ**”と、②人口減少や担い手不足等を踏まえ、関係制度・事業を市町村の体制に応じて集約化していく”**機能集約アプローチ**”が考えられる。この基本認識の下、市町村が地域住民等と議論した上で、実情に合った道筋を選択できるよう条件整備を進める(人口減少の進展を踏まえ、将来的には**機能集約アプローチ**への集約を想定)。

(※1)生活困窮者自立支援制度が、支援が必要な方からの相談を断らず受け止めることを明確化した上で、支援者支援の機能を強化。

○具体的には、次のような取組を行う。

(1) **地域との連携・協働機能強化**のため、相談対応人材の共通化※2や地域づくりを担う人材の一本化※3に向けた取組を推進するとともに、地域住民の参画を促す取組※4を推進する。

(※2)相談対応人材は、相談者が抱える課題を地域住民と連携して迅速に把握し、制度の縦割りを超えて、対応を行う機能を担う。(専門的な相談・支援については必要に応じて、都道府県や支援関係機関等と連携する。)

(※3)地域づくりを担う人材は、福祉分野のみならず、まちづくり分野の人材の活用も想定。

(※4)地域住民が支え合う互助機能の強化に向け、地域運営組織(RMO)との連携・協働を進めるなどし、地域住民の参画を促す取組を推進。

(2)高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業を集約化していくための「**機能集約特例制度**」を創設する(当面は、中山間・人口減少地域を対象)。

3. 重層的支援体制整備事業の位置づけ・質の向上

○重層事業は、**包括的な支援体制**を整備するための手段(ツール)であることを再確認するとともに、**単なる体制整備(人件費補助)**から、**機能面・取組面(実績)を総合評価**※5する仕組みへと見直していく。

(※5)評価は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせて総合的に行うことを念頭に今後議論を進め、調査研究等において精査。

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（イメージ）

包括的な支援体制の整備（106条の3）

既存制度活用アプローチ

- 生活困窮者自立支援制度を中心に関係制度・事業の連携を強化していくアプローチ（注1）

機能集約アプローチ（特例制度創設）

（当面は中山間・人口減少地域を対象）

- 関係制度・事業を市町村の体制に合わせて集約化していくアプローチ（注2）

将来の方向

地域との連携・協働機能強化に向けた取組

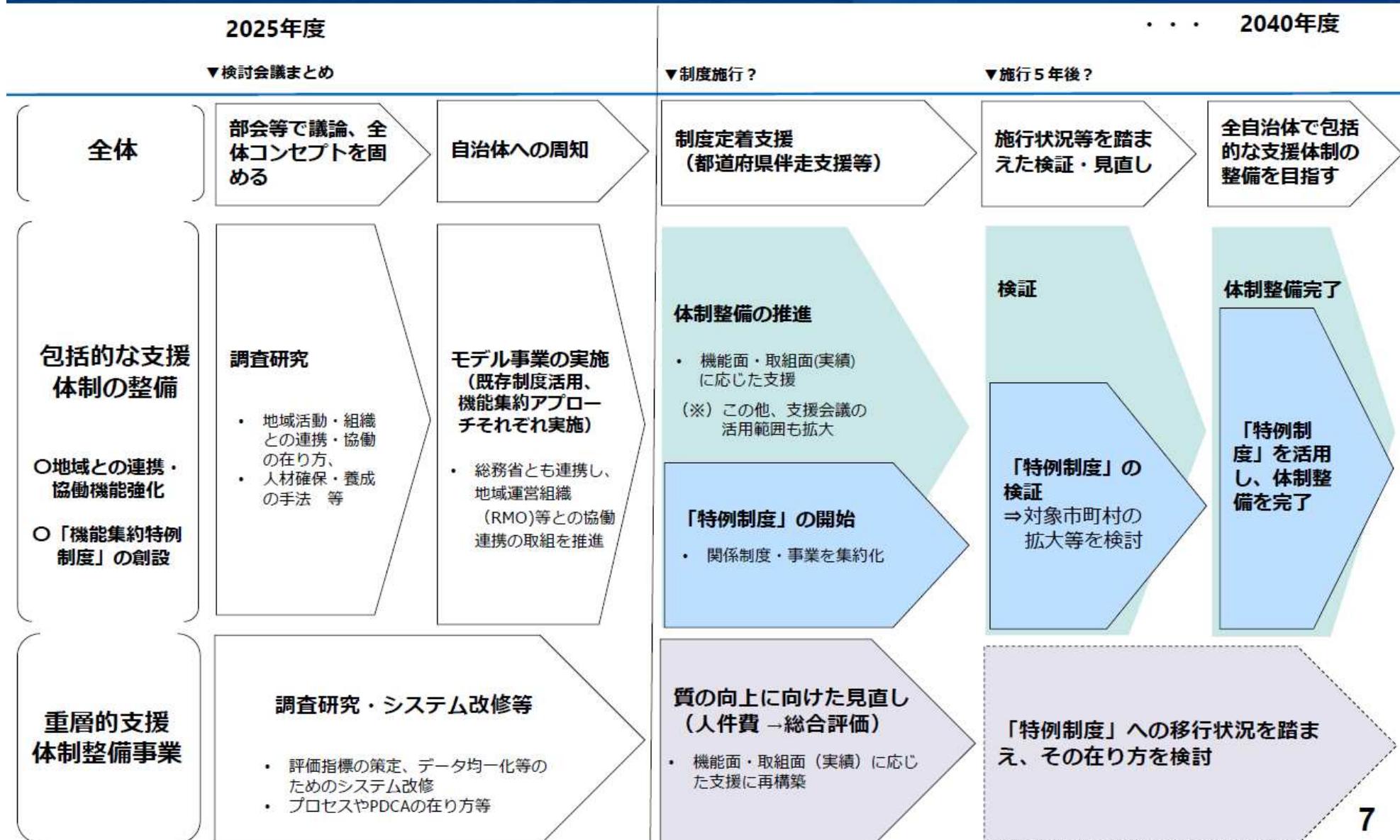
- 相談対応人材の共通化、地域づくりを担う人材の一本化（機能集約アプローチで先行）
- 地域住民の参画を促す取組等の推進

重層的支援体制整備事業（106条の4）⇒ 包括的な支援体制（106条の3）を整備するためのツール

（注1）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業などを活用しつつ、生活困窮を中心に、連携を強化。（地域の実情に応じて、地域包括ケアなどを中心に据えることも可能）

（注2）高齢・こども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業の配置基準を見直し、集約化（詳細な制度設計は今後調整）

2040年に向けた工程（ロードマップ）



包括的な支援体制整備のあり方の見直しに向けた、令和7年度社会福祉推進事業における対応

調査事項	調査内容	実施主体										
① 市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の質の向上に向け、目標、評価指標設定、プロセス、実施状況評価、見直し方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。</td></tr> <tr> <td>②</td><td>市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。</td></tr> <tr> <td>③</td><td>重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。</td></tr> <tr> <td>④</td><td>②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討・例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>①～④による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td></tr> </table>	①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。	②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。	③	重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。	④	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討・例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。	⑤	①～④による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	三菱UFJ リサーチ＆コンサルティング
①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。											
②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。											
③	重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。											
④	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討・例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。											
⑤	①～④による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。											
② 地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民主体の活動や、当該活動と専門性のある支援体制の連携・協働の促進に向け、事例収集・効果的な支援方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。</td></tr> <tr> <td>②</td><td>①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。</td></tr> <tr> <td>③</td><td>②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。</td></tr> <tr> <td>④</td><td>①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td></tr> </table>	①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。	②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。	③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。	④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	全国コミュニティライフサポートセンター（CLC） ※ 総務省、全世代型社会保障構築本部事務局と協働で実施		
①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。											
②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。											
③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。											
④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。											

目次

- 1 地域共生社会の更なる展開の基本的な方針
- 2 **包括的な支援体制整備に向けた対応**
- 3 過疎地域等における包括的な支援体制整備
のための新たな仕組み
- 4 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

参考資料

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題①）

現状・課題①

- 社会福祉法第106条の3において、全ての市町村で「包括的な支援体制」を整備することを努力義務としており、社会福祉法第106条の4において、その一つの手段として「重層的支援体制整備事業」が位置づけられている。

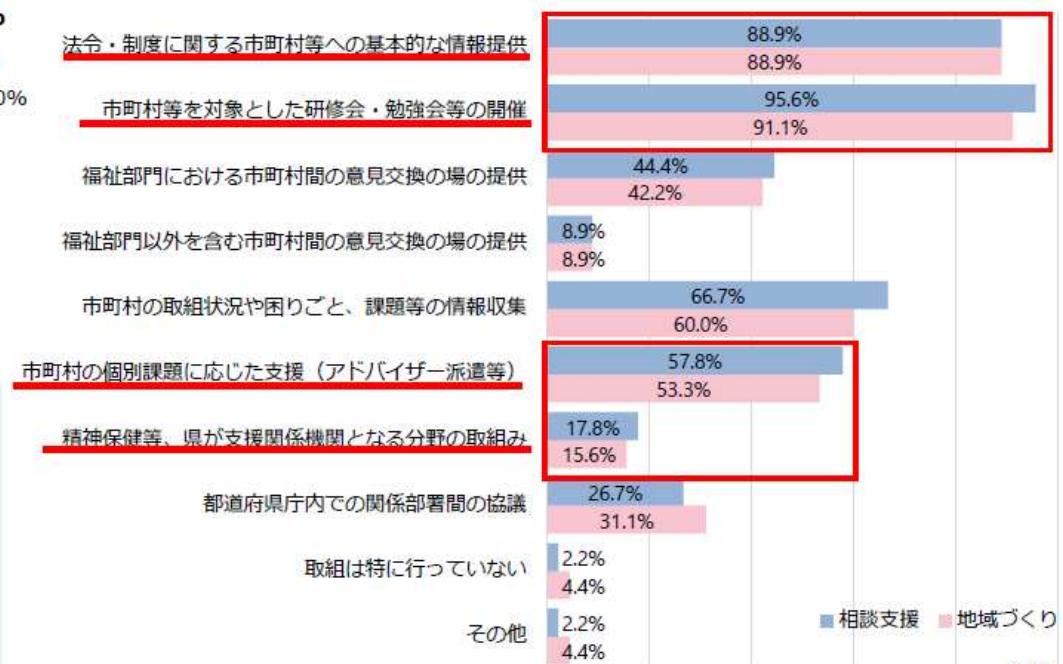
（包括的な支援体制の整備・支援の状況）

- 一部の市町村では、包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況が見られる。都道府県による市町村への支援も研修会・勉強会の開催、基本的な情報提供に留まっており、市町村の実情に応じた支援には至っていない。
- また、重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。自治体ヒアリングでも、財政支援や支援会議を利用可能とすることを求める意見があった。

《市町村における包括的な支援体制整備の検討状況》



《都道府県による市町村支援の状況》



《都道府県の課題認識》

- 市町村ごとに取り組みの進捗状況が異なっており、抱えている問題も様々であるため、全体研修により取り組みを推進する段階から市町村個々の悩みを解決する段階に移行しつつあると感じており、アドバイザー派遣等の取り組みを行い個々の課題の抽出・解決を行っていくことが重要であると考えている。
- 市町村でどのような事業を実施しているかを分析・評価（事業アセスメント）するとともに、地域にどのようなニーズがありどのような資源があるのかを調査・分析・評価（地域アセスメント）し、それらを勘案して自治体の事業の実施体制を検討する（新規、継続、組み換え、廃止の検討）ことが重要である。都道府県としては、市町村が希望する場合に、前述した取組を実施するための支援を行なうべきだと考えている。

令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」による都道府県アンケート調査（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）（速報値）

令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」による都道府県アンケート調査（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）（速報値）

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題②）

現状・課題②

（重層的支援体制整備事業の運用状況）

- 令和2年度の制度創設以降、実施箇所数は増加している中で、事業に対して予算の範囲内で交付することとされている重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）は、機能面や取組面の評価ではなく、人口規模のみに応じた財政支援になっている。
- また、事業実施に向けた検討プロセスや、事業開始後の事業評価や見直し等が実施されていない状況が見られる。

（生活困窮者自立支援制度等の既存制度と重層的支援体制整備事業の関係）

- 重層的支援体制整備事業は、既存の各福祉分野の制度を下支えする補完的な機能を果たすことで、包括的な支援体制の整備を図るための体制整備の事業であるが、既存制度が十分に活用されないまま、重層的支援体制整備事業担当（多機関協働事業担当）にケースが任せきりにされてしまう実態なども見られている。
- このため、既存制度の活用、特に制度の狭間を生まないための包括的な支援を理念として創設された生活困窮者自立支援制度が重要となるが、現状、生活困窮者自立支援制度の相談支援の対象が限定的に捉えられている面もある。

《プロセス実施状況》

- 重層的支援体制整備事業実施に向けた準備を行うPT等の設置状況
- PT等の設置状況別の、事業運用に関するルールやツールの作成状況

設置している・・・43.6%
設置していない・・・56.4%

設置している場合・・・55.9%
設置していない場合・・・22.0%

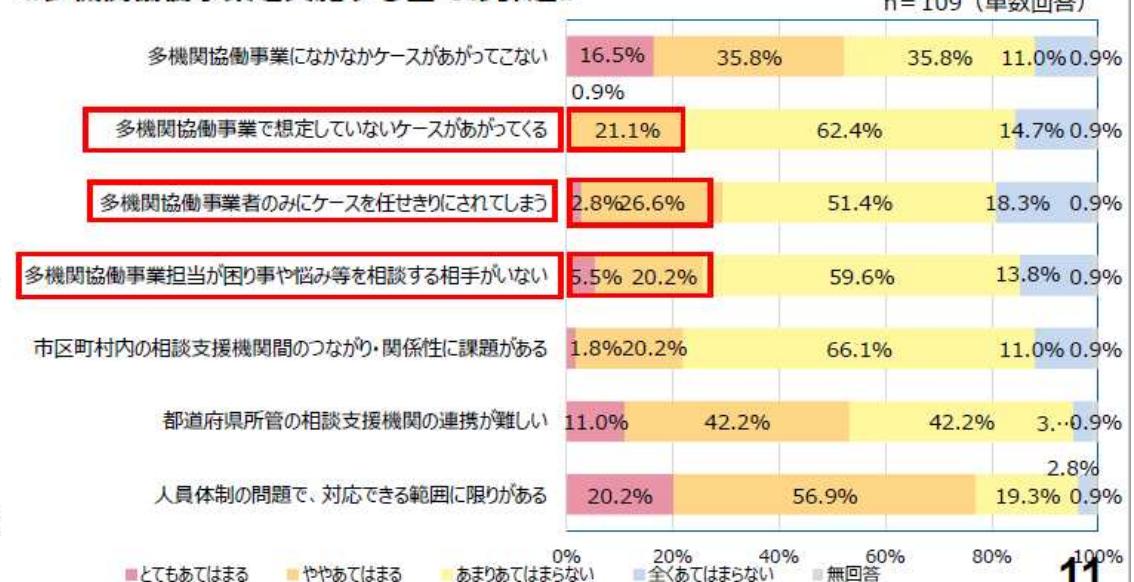
《事業評価・見直しの実施状況》

- 重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況
- 実施計画における記載状況

策定済・・・62.4%
策定中・・・27.5%
策定予定なし・10.1%

事業目標を記載・・・53.5%
事業評価・見直しに関する事項を記載・・・65.9%

《多機関協働事業を実施するまでの課題》



（出典）令和5年度重層的支援体制整備事業交付金事前協議書より、厚生労働省にて作成。

出典：令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業」における多機関協働事業の実施状況に関する実態把握及び効果的な実施方法に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）（抜粋）

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（現状・課題③）

現状・課題③

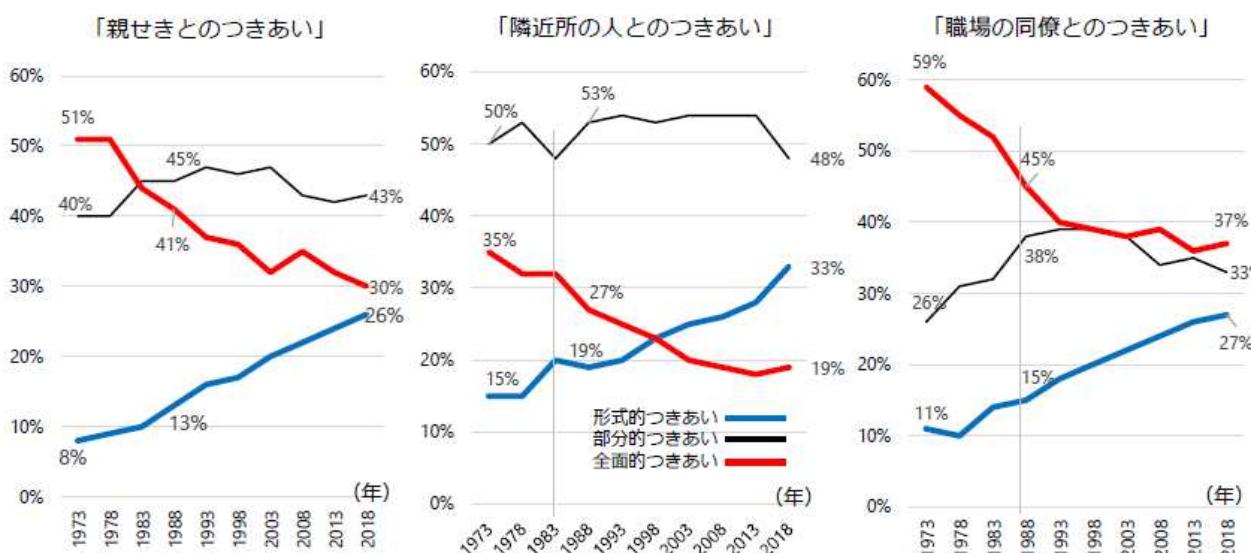
（地域づくり・地域との連携・協働）

- 包括的な支援体制の整備にあたっては、相談支援（個別支援）を中心に体制構築がされており、地域づくりに十分に取り組めていない状況が見られる。
- また、今後、人口減少や単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能の脆弱化が見込まれるが、自治体では地域住民との連携・協働に課題を感じている。

（包括的な支援体制の中でのこども・若者支援）

- こども・若者支援については、こども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業などの取組が進められてるが、こども期から若者に至る過程での支援が継続しないこと、関係機関の連携による早期発見・早期支援の取組が十分にできていないとの指摘があるほか、若者への支援の必要性について、包括的な支援体制整備の中で十分に意識されていなかった面もある。

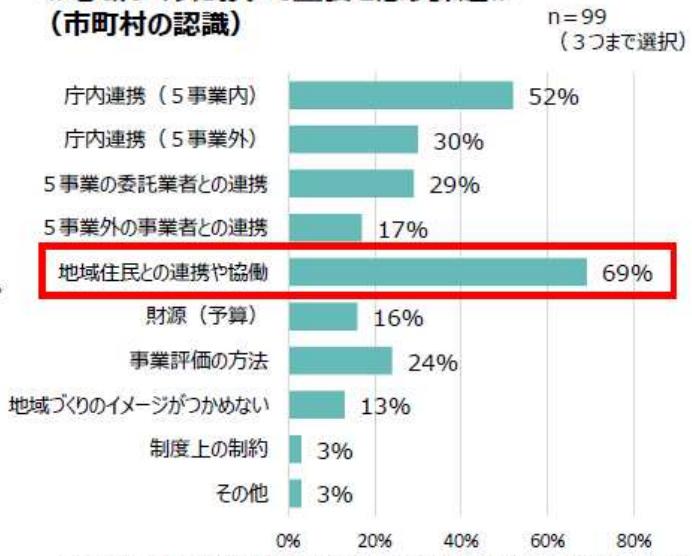
《地域における支え合いの変容》



資料：NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」（注）「形式的つきあい」「部分的つきあい」「全面的つきあい」の定義はそれぞれ以下のとおり。
「形式的つきあい」：一応の礼儀を尽くす程度のつきあい
「部分的つきあい」：気軽に行き来できるようなつきあい
「全面的つきあい」：なにかにつけ相談したりたすけ合えるようなつきあい

《地域づくりにおいて重要と思う課題》

（市町村の認識）



（※）5事業とは、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に含まれる「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域活動支援ピーターラード」「地域子育て支援拠点事業」「生活弱者支援等のための地域づくり事業」などを指す。

○ 共和4年度 生活弱者就労準備支援事業費補助金 社会福祉活性化事業

○ 「地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業」「「地域づくり」推進のための手引き」「

地域共生社会の実現に向けた~」(株式会社Radilover)

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（論点①）

論点①

○ 現状や課題、中間とりまとめ等を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

（市町村における包括的な支援体制の整備の推進）

- ・ 市町村が包括的な支援体制を整備を進めるにあたって実施すべき施策の明確化（地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策 等）
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村の体制整備の促進（支援会議の活用を可能とする 等）
- ・ 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るための方策を推進（市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設 等）
- ・ 生活困窮者自立支援制度による対応強化（制度対象に支援が必要な者が幅広く含まれることを明確化、福祉事務所未設置町村における一次相談事業の拡充（努力義務化） 等）

《包括的な支援体制のイメージ図》

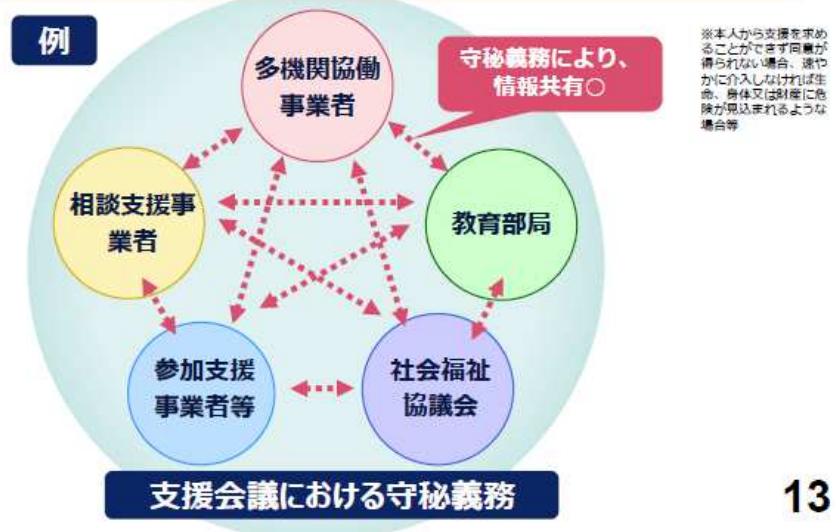


《支援会議の仕組み》

※現在、重層的支援体制整備事業実施自治体のみ活用可

- ・ 複雑化・複合化した課題が疑われるケースの情報共有や支援方策等の検討を行う
- ・ **守秘義務の設定**
⇒ 一定の要件（※）を満たす場合、本人同意なしでケースの情報共有が可能となる

例



（注）地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）
支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

2 包括的な支援体制整備に向けた対応（論点②）

論点②

（都道府県における包括的な支援体制の整備の推進）

- ・ 都道府県による支援強化（市町村への伴走支援強化、広域対応が必要な支援実施主体としての役割の明確化 等）

（重層的支援体制整備事業の質の向上）

- ・ 検討プロセスの要件化（現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話 等）
- ・ 重層的支援体制整備事業実施計画の見直し（必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加、計画の定期的な見直し 等）
- ・ 財政支援の仕組みの見直し（体制整備（人件費補助）→機能面・取組面の総合評価に 等）

（※）必要な検討プロセス・事業の評価・見直し方法等は、調査研究を実施・整理し自治体に示す。なお、評価は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせて総合的に行うこと念頭に今後詳細を検討。

（包括的な支援体制の中でのこども・若者支援）

- ・ こども・若者支援の推進（市町村に対し、こども・若者支援の観点に留意（※）した包括的な支援体制整備の必要性を周知、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の取組促進（努力義務化、補助の在り方）

（※）こども期からの予防的支援や若者の特性に留意しアウトリーチや継続的な伴走支援を行うこと 等

《都道府県の責務・役割》

○社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第6条（略）

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

《包括的な支援体制の整備に向けた 都道府県後方支援事業》

○ 予算額：1.5億円（令和7年度）

○ 国庫補助率：3／4

○ 主な実施内容

- (1) 都道府県内・外の連携体制確保
- (2) 市町村への研修（必要なプロセス等の実施）
- (3) 管内市町村同士のネットワーク作り
- (4) 管内市町村に対する伴走的支援の実施
- (5) 機運醸成のためのセミナー・シンポジウム開催

《子どもの学習・生活支援事業の取組状況》

